



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月1日月曜日 第2214号外1

◇ 目 次 ◇

選挙管理委員会告示

愛媛県知事選挙を行うべき事由の発生.....	1
直接請求のための署名を求められない期間.....	1

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

平成22年10月30日愛媛県議会議長から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第111条第1項第4号の規定による愛媛県知事の退職の申立てがあった旨の通知があったため、同法第114条の規定による愛媛県知事選挙を行うべき事由が生じた。

平成22年11月1日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

愛媛県知事選挙を行うことに伴い、この告示の日の翌日から当該選挙の期日までの間、県内においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求められない。

平成22年11月1日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健